

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466

ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466

東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673

長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【日本に2つしかない もう一つの五稜郭 龍岡城に残る御台所】

12月

198

- ・ 副所長より「暦年贈与ができなくなる!?!」…………… P 1
- ・ 固定資産税の減免申請は2月1日が申請期限です!…………… P 3
- ・ 本年度の年末調整には注意が必要です!…………… P 4
- ・ 子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得が可能になります!…………… P 6
- ・ 同一労働同一賃金 注目の最高裁判決が出揃いました…………… P 8
- ・ 【会社法シリーズ】株主総会の招集について…………… P 10
- ・ 私の履歴書 ~その5~…………… P 11
- ・ 事務所カレンダー・編集後記…………… P 13



年末も押し迫る中、来年度の税制改正について様々な情報が流れますが、税務関係の情報誌に大きな動きの記事がありました。「相続税・贈与税の一体化の議論を開始」し、具体的には贈与税の非課税枠を用いた「暦年贈与」が廃止されるかもしれないということです。相続税関係は、事業承継税制に代表される非課税や課税の繰り延べの改正もありましたが、基礎控除の縮減など増税のものもあり、今回は大きな増税になる可能性が高い改正が浮上してきました。

1. 政府税制調査会のプレスリリース

【記者】 相続税と贈与税に関する資産の移転時期の関係ですが、今後の議論に期待することや、望ましい方向性みたいなものを会長のお言葉でいただけますでしょうか。

【中里会長】 相続時精算課税制度が導入されて、20年近く経つわけです。外国でもいろいろと変わってきましたから、外国の制度のあり方も踏まえながら、(中略)本質的な議論を始めましょう。その上で、目標としては、具体的にどうなるかは分からないけれども、できる限り中立的な制度をという、この2つが今のところ頭の中にあることです。

税調の理由付け

相続税・贈与税の一体化の議論を開始した理由として挙げるのが以下の2点です。

a. 資産再分配機能の確保

b. 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築を図る

a. は、被相続人の高齢化が進んだことにより老老相続が増加し、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっていることを踏まえたものとのこと。

b. については、超高額な相続財産を保有する富裕層が、節税策として連年贈与の構造をうまく利用していることが挙げられています。

日本では贈与税は相続税の補完税という位置づけではありますが、別の税法として分かれています。贈与税は贈与する方が有利にならないよう、相続税よりも重い税率構造が設定されており、どちらも累進税率で最高税率は55%になっているため、一見差がないように見えます。しかし、分割して複数回に分けることにより、トータルでの税率を下げる「累進回避」と呼ばれる抜け穴があることは事実で、これらの差額は、より高額な財産を持つ富裕層が、より長い期間に亘って贈与することにより、より多くの節税が可能になり、結果として富裕層に有利な税制になっているのではないか、ということです。

また、暦年贈与では30歳未満の若い世代に対して継続して贈与をする傾向が高いようで、贈与する期間が長いほど、相続のみで世代間移転する場合と比べて税負担が減少することになります。

このような状況を踏まえ、「資産の移転の時期に関係なく、納税義務者にとって生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定になるようにする仕組みを構築する」というのが相続税・贈与税の一体化です。それにより「贈与者は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなくなり、その一方で税率の格差を狙った意図的な税負担の回避も防止することができる」とのことです。

11月13日に開催された政府税制調査会の総会では、上記の問題点と諸外国との比較から連年贈与の基礎となる暦年課税を廃止し、相続時精算課税に一本化すべきなどの意見が相次いだそうです。

また、富裕層を優遇し、格差の是正に逆行する制度であるとの批判がある「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」及び「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は、近い将来、廃止される可能性もあるものと思われます。

我が国の租税法の基本原則である「公平・中立・簡素」に沿うことはもちろん重要だと思いますが、一方で経済政策を重視するため租税特別措置法で大きな減税をしたり、理論と租税正義を追及しすぎて複雑怪奇になってしまったり、今度は取れていたところから取れなくなってきたから、公平・中立を持ち出して課税ベースを広げ、財政難の中で増やすべくあの手この手を考えているということでしょうか。



諸外国との比較

例えば、米国やドイツでは、

- ・贈与税・遺産税(相続税)は統合されており、税率表も共通
- ・米国は一生涯、ドイツは前10年の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税

と、生前贈与と相続で税負担は変わらない(差が少ない)仕組みとなっています。

ただし、

- ・アメリカではそもそも基礎控除が12.6億円(!)もあり、かつ、配偶者は免税
- ・ドイツでも基礎控除が配偶者に9,000万円程、子供にも5,000万円程度あり

また、アメリカでは死亡者一人に対する課税件数の割合が0.2%に対し、日本では8.5%となっているなど、前提にも大きな差があります。

日本では平成27年の改正により、相続税の基礎控除が6割程度に縮減されたため(例えば妻と子供2人で4,800万円、改正前は8,000万円)納税の可能性がある対象者が大幅に増えている現状もあり、それなりの財産を持つ人にとっては大きな転換点になりそうです。

暦年贈与の廃止が実施された場合

暦年贈与は会社経営者のような高額な財産を持っている家だけではなく、一般の家庭でも利用されています。廃止が実施された場合には「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち『通常必要と認められるもの』」以外のものについては、一体化された相続税・贈与税の課税対象になる可能性が出てきます。

一方、税調の方向性からすると相続時精算課税制度が原則として用いられ、今後は生前の贈与から死後の相続まで、一連の取引をずっと把握され続ける可能性があります。

現状の相続時精算課税制度は、贈与と相続による財産の取得を総額で考えるという意味ではアメリカ、ドイツと同じような制度ですが、申告を条件に一定額まで無税で贈与できる一方、適用後は毎年申告が必要で、かつ一定額を超えると110万円以下の少額の贈与であっても申告し、その20%を贈与税として納税しなければならない仕組みとなっています。その点が影響してか、利用は暦年課税の10%程度に留まっているようで、利用者にわかりやすい制度に改良すること

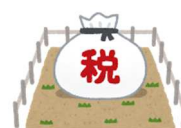
が望まれます。

また、前述の贈与の対象とならない『通常必要と認められるもの』について国税庁Q & Aでは、「贈与を受けた者（被扶養者）の需要と贈与をした者（扶養者）の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産をいいます（相基通 21 の 3-6）」という曖昧な表現でしか定義されていません。これらを納税者にとってよりわかりやすく使いやすい税制にしていく必要があるのではと思います。



・固定資産税の減免申請は2月1日が申請期限です！

本誌6月号でご紹介した固定資産税減免の申請期限は令和3年2月1日(月)までと期限が迫っております。本稿では改めて要件等を解説致します。



1. 申請対象者

令和2年2月から10月の連続する任意の3か月の事業収入の合計額が、前年同期と比較して、一定割合減少している中小企業者（個人、法人）

具体的には、下記の計算で判定します。

令和2年2月～10月までの連続する売上			左記の期間の前年同月売上		
月	月	月	月	月	月
円	円	円	円	円	円
合 計 円			合 計 円		
事業収入割合 : (÷) %			小数点以下切捨て		
50%以上減少			【全額免除】		
30%以上50%未満減少			【1/2軽減】		

2. 対象資産

事業用家屋(土地は対象外)	認定経営革新等支援機関等の確認【必要】
償却資産	認定経営革新等支援機関等の確認【不要】

3. 認定経営革新等支援機関等の確認とは

認定経営革新等支援機関とは、専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等(税理士、公認会計士、弁護士など)を、国が審査し、経営革新等支援機関として認定しています。

減免措置を受ける場合、当該機関に要件を満たしている旨の確認を受ける必要があります。

当事務所は、経営革新等支援機関として認定を受けており、上記確認書の作成手続を承っております。 確認及び署名押印をする場合は22,000円(税込)・不備による修正及び申請書作成作業(代行)が伴う場合は別途作業料を申し受けます。

4. 認定経営革新等支援機関等の確認を受ける際の必要書類

認定経営革新等支援機関等の確認を受ける際は、確認のための資料として下記資料を提示頂く必要がありますのでお早めにご対応下さい。

固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告書 (各市町村のHPより取得のうえ、事業所名、事業収入割合などをあらかじめ記入)
中小事業者である事等が確認できる書類 (法人・個人：各市町村HPより取得したし記入した各種誓約書、法人：登記簿謄本の写し)
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事が分かる書類 (会計帳簿や法人税申告における別表十六、青色申告決算書の写しなど)
家屋の場合は事業専用割合の分かる書類(法人税別表十六、青色申告決算書や収支内訳書の写しなど)
収入減に不動産賃料の猶予が含まれる場合は猶予の金額や期間等を確認できる書類
所有している固定資産の中に棚卸資産としての事業用家屋が含まれている場合は棚卸資産が含まれていない事を確認出来る書類(社内で管理している固定資産台帳・青色申告決算書など)

(担当：監査部4課・5課)



・本年度の年末調整には注意が必要です！

所得税法の改正に伴い、本年度の年末調整にも大きな変更が生じています。年末調整では例年以上に注意が必要となりますので、改正内容と注意点を解説致します。

1. 給与所得控除額の改正

給与所得控除額が下表のとおり改正され、令和2年分の年末調整では「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用します。

給与収入の金額(A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	$(A) \times 40\% - 10$ 万円	$(A) \times 40\%$
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8$ 万円	$(A) \times 30\% + 18$ 万円
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44$ 万円	$(A) \times 20\% + 54$ 万円
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110$ 万円	$(A) \times 10\% + 120$ 万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

2. 基礎控除の改正

基礎控除額が下表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400 万円以下	48 万円	38 万円 (所得制限なし)
2,400 円超 2,450 万円以下	32 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	

3. 寡婦(寡夫)控除の要件改正とひとり親控除の創設

(1) 寡婦とは(控除額 270,000 円)

夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当する人

イ. 扶養親族を有すること

ロ. 合計所得金額が 500 万円以下であること(所得制限が設けられました)

ハ. その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、次のイ及びロのいずれにも該当する人

イ. 合計所得金額が 500 万円(給与のみの場合、収入 6,777,778 円)以下であること

ロ. その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

(2) ひとり親とは(控除額 350,000 円)

所得者本人が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当する人をいいます。

イ. その人と生計を一にする子(その年の合計所得 48 万円以下の子)を有すること

ロ. 合計所得金額が 500 万円以下であること

ハ. その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

事実上の婚姻関係とは、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合をいいます。

昨年との違いを下表で確認してください。

【昨年】

配偶関係等		女性			男性	
		死別	離別	未婚	死別・離別	未婚
合計所得等 500 万円超	無	-	-			
	子以外有	27	27			
	子有	27	27			
500 万円以下	無	27	-			
	子以外有	27	27			
	子有	35	35		27	



【今年】

配偶関係等		女性		男性		
		死別	離別	未婚	死別・離別	未婚
500万円超	無	-	-			
	子以外有	-	-			
	子有	-	-			
500万円以下	無	27	-			
	子以外有	27	27			
	子有	35	35	35	35	35

所得制限により対象外

寡婦控除

ひとり親控除

4. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与収入金額が850万円を超える所得者で、下記の要件のいずれかに該当する人は給与収入額(その給与収入額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%(最高15万円)に相当する金額を、給与所得から控除することとされました。

- イ. 本人が特別障害者である場合
- ロ. 同一生計配偶者が特別障害者である場合
- ハ. 扶養親族が特別障害者である場合
- ニ. 扶養親族に年齢23歳未満の人がいる場合(親族が子以外の場合も該当します)

「給与収入金額」が850万円を超えるかどうかの判定は、主たる給与の支払者(扶養控除等(異動)申告書の提出先)からの給与で判定します。

【注意事項】

同一世帯に属する夫婦において、夫婦両方がその年中の給与収入額が850万円を超える人に該当し、年齢23歳未満の扶養親族に該当する子ども等がいるような場合には、夫婦の両方が所得金額調整控除の適用を受けることができます。

(担当：監査部5課)



・子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得が可能になります！

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになります。この改正育児・介護休業法は、令和3年1月1日施行です。

1. 子の看護休暇・介護休暇とは

育児休業・介護休業がある程度まとまった期間で休業するのに対し、看護休暇・介護休暇は突発的な事態に対応するための休みというイメージです。

	対象労働者	取得目的	取得日数
子の看護休暇	小学校就学前の子を養育する労働者	病気やけがをした子の世話の他、予防接種や健康診断の受診	1年度につき5日(小学校就学前の子供が2人以上の場合は10日)
介護休暇	要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者 けがや病気などにより2週間以上にわたって常時介護を必要とする状態	通院の付き添いや介護保険に関する手続き	1年度につき5日(対象家族が2人以上の場合は10日)

2. 改正点

< 改正ポイント >

改正前

- ・ 半日単位での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ 時間単位での取得が可能
- ・ 全ての労働者が取得できる

☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

- ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
- ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

3. 就業規則の規定例(子の看護休暇の場合)

第 条(子の看護休暇)

1. 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員(日雇従業員を除く)は負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
2. 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。



4. 労使協定による除外

時間単位での取得が困難と認められる業務に従事する労働者は、労使協定の締結により、1日単位での取得に限定することが可能です。

【その他労使協定で対象外となる労働者】

入社6ヶ月未満の労働者

1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

育児介護休業規定の分かりにくさは、労使協定により適用除外となる労働者が条項ごとに違うことです。例えば所定労働時間・時間外労働の制限の場合は適用除外となるのは、

入社1年未満の労働者

1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

となります。

この適用除外に注意しながら、育児介護休業規定を見直してみましょう。

(担当：総務部)



・同一労働同一賃金 注目の最高裁判決が出揃いました

10月13日・15日に正規、非正規の労働者の労働条件格差を巡る注目の最高裁判決が出されました。これらは、今後、「同一労働同一賃金」の対応の中で、必ず確認しておきたい内容となっています。

大阪医科薬科大学事件・メトロコマース事件	令和2年10月13日
日本郵便事件(東京・大阪・佐賀)	令和2年10月15日

これらの判決は旧労働契約法20条の解釈に基づく事例判断ですが、同条は、本年4月1日から施行(中小企業への施行は令和3年4月1日)されています。「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(=パートタイム、有期雇用労働法)8条(不合理な待遇の禁止)9条(差別的取扱いの禁止)」に引き継がれていますので、改正法の下でも、有期契約労働者の労働条件設定や見直しにあたり、大きな指標となるものです。

今回はその中でメトロコマース事件を見ていきたいと思います。

1. 事案の概要

期間1年未満の有期契約を10年前後にわたって反復更新し、更新上限65歳に達して定年退職した地下鉄駅の売店販売員の待遇格差をめぐる紛争で裁判所が判断の前提とした事実の概要は以下の通りです。

原告2名は、地下鉄駅構内で物品を販売する会社に契約社員Bという雇用形態で入社。

会社には、正社員、契約社員A、契約社員Bの雇用区分があり、それぞれ異なる就業規則が適用されていた。

正社員	無期契約 月給・資格手当 賞与年2回(本給の2ヶ月分+176,000円) 退職金あり	本社の各部署や関連事業に配置される 職種転換、配転、関連会社への出向あり
契約社員A	無期の職種限定社員 年2回の賞与あり 平成28年4月より退職金制度が設けられた	平成28年4月より前は、1年未満の有期契約でBのキャリアアップの雇用形態 勤務地や職種は限定されていた
契約社員B	1年以内の有期契約 フルタイム 年2回の賞与、退職金なし	一時的・補完的な業務

売店業務に就いている正社員は、契約社員Bと同じ業務の他に欠勤者や担当者不在店での代行業務・複数店の統括・指導・サポート・トラブル処理等を行うエリアマネージャー業務あり。契約社員Aも同様の業務あり。

会社には契約社員BからA、Aから正社員への登用制度あり。

2. 裁判所の判断

基本給・・・不合理でない

正社員と契約社員Bには職務内容および職務の変更範囲に相違があるうえ、正社員に長期雇用を前提とした年功的な賃金制度を設け、短期雇用を前提とする有期契約労働者にはこれと異なる賃金体系を設けることは一定の合理性がある。また、両者の賃金を比較しても契約社員Bは正社員本給の約72～75%で、契約社員Bには他に皆勤手当および早朝手当が支給されている。契約社員BからA、正社員への各登用制度があり、登用制度で正社員となった者を厚遇するのは当然というべき。

住宅手当・・・不合理

会社は優位な人材の確保、定着を図る目的と主張するが、下記の理由から不合理とした。

ア. 従業員が実際に住宅費を負担しているか否かに関わらず支給されている。

イ. 生活費補助の必要性は職務の内容によって差異が生ずるものではない。

賞与・・・不合理でない

賞与は、月例賃金とは別に支給される一時金であり、対象期間中の労務の対価の後払い、功労報償、生活保障、従業員の意欲向上など様々な趣旨を含み得る。いかなる趣旨で支給するか、いかなる割合で支給するか等は使用者と経営及び人事施策上の裁量判断による。長期雇用を前提とする正社員に対し賞与を手厚くすることにより、有為な人材の確保・定着を図るといふ会社の人事施策上の目的には一定の合理性がある。

退職金・・・不合理ではない

「退職金支給対象の正社員は会社の各部署や事業本部が所管する事業所等に配置され、業務の必要により配置転換等を命じられることもあり、退職金の算定の基礎となる本給は、年齢によって定められる部分と職務遂行能力に応じた資格および号俸により定められた職能給の部分からなっている。

このような退職金の支給要件や支給内容に照らせば、この退職金は、正社員としての職務遂行能力や責任の程度等を踏まえた労務の対価の後払いや継続的な勤務等に対する功労報償等の複

合的な性質を有するものであり、会社は正社員としての職務を遂行し得る人材の確保やその定着を図る目的から様々な部署等で継続的に就労することが期待される正社員に対し退職金を支給することとしたものといえる。」とし、正社員と同基準で算定した退職金の25%にあたる賠償を命じた東京高裁判決を覆しました。

以上のとおり、会社側にかなり有利な判決となったといえます。

正社員と非正社員の退職金支給を巡る今後の訴訟にも影響する可能性は否定できませんが、一般的な基準を示したものではありません。自社の正社員・非正社員の待遇差にきちんと理由があるかどうか、改めて見直してみてください。

参考：ビジネスガイド12月号 弁護士 光前 幸一著 注目最高判決の解説と企業対応
(担当：総務部)



【会社法シリーズ】株主総会の招集について

取締役会において、定時株主総会招集の決定及び日時・議案等について決定し、いよいよ株主へ招集の手続きとなります。今月号では株主総会の招集通知について解説します。

1. 発送時期及び方法

通知の対象となる株主は、総会において議決権を行使することができる株主でかつ、定款にて定めた基準日において株主名簿に記載されている株主となります。発送の時期については以下の表のとおりです。

会社の種類	招集方法	招集通知の期限	招集の方法
公開会社 (株式の全部又は一部について譲渡制限なし)		2週間前までに発送	書面または電磁的方法
非公開会社	取締役会設置会社	1週間前までに発送	
	取締役会非設置会社	1週間前までに発送 (定款で短縮可能)	書面または電磁的方法 (口頭や電話でも可)

電磁的方法...電子メール等。あらかじめ会社が使用する電磁的方法の内容を提示したうえで、株主の承諾を得る必要があります。また、招集に際して提供すべき事業報告及び計算書類等についても電磁的方法によらなければなりません。

2. 記載事項及び添付書類

招集通知には、開催日時・場所、会議の目的事項、出席しない株主が書面(もしくは電磁的方法)によって議決権を行使することができる旨等、その他必要に応じて記載します。

の目的事項については、株主が通知を見て総会で何が決議されるのかがわかる程度に記載するとされています。例えば取締役の選任がある場合、「取締役 名選任の件」と記載するなど、

原則として、選任する取締役の員数を明示する必要があります。

取締役会設置会社においては、計算書類・事業報告・監査報告を添付します。

3. 注意、ポイント等

発信日付を必ず記載すること：招集通知は「発信主義」とされており、発信した時から効力が発生します。

所在不明株主の扱いは？：宛先不明等で通知が5年以上届かない場合は、発送は不要となります。(会社法196条)但し、連絡があった場合に備え、記録は付けておきましょう。また、所在不明株主の株式売却となると公告が必要など、費用や手間がかかります。名義変更の手続き等、株主名簿の管理をしっかりとしておくことが大切です。

参考：実務解説 中小企業の株主総会 - 手続と書式 - (新日本法規出版(株))

：Q & A非公開会社の「株主総会」マニュアル(セルバ出版)

(担当：総務部)

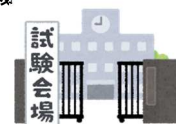


私の履歴書(その5)

所長 佐藤 英人

～ 苦勞した税理士試験と講師としての貴重な経験～

本来書きたい再生話などに早く行きたいので、いきなり大学卒業まで飛ばさせていただきま
す。中学から大学卒業までは、青春期のちょっと恥ずかしい時期なので、またの機
会に譲りますので悪しからず…。



1. 12月は税理士試験の発表月

さて、税理士試験は、毎年8月の夏休みの大学を会場にして試験を行い、その合否の発表は12
月末です。他の士業の試験と異なり5科目合格するのに何年かかってもいいので、門戸が広がり、
仕事をしながらでも受けられるし、収入も安定しているので人気の資格でした。特に私が受験し
た頃は、毎年受験者数が増加し、大変難関な試験になっていました。

明治大学4年になった昭和50年はちょうど第一次オイルショックにあたり、戦後最初の大き
な不況の年となりました。各企業は軒並み新卒の採用を控え、就職ができずに留年するという現
象が初めて世間を賑わせた頃です。

正直、法律学科でありながら4年になるまでの3年間のうち2年間は大学紛争で、ロックアウ
トのため休校でしたので、九段会館などで裏方のアルバイトばかりしており、あまり勉強してい
ませんでした。「新聞社でも受けてみるかな？」と朝日新聞の入社案内を見て迷っている時に、
父から「専門学校で税理士の勉強をするなら仕送りを続けてもいいぞ。」という電話での一言で、
「では、そうしようかな。」とあっさり方向転換をしました。

在学中に、日商簿記3級と2級を取得し、大学卒業と同時に水道橋の大原簿記学校の税理士受
験科にも通い始めました。

全くの無名の、しかもそれほど力がある講師陣ではなかったのですが、1回2時間半の講義を
週2回、かつ、最初の1時間は前回の復習テスト、月に1回は本試験と同じ2時間の試験と大変

なスパルタに付いて行けず、自分の力の無さを自覚しました。8月の試験までに4ヶ月しかなかったのに、簿記論1本に絞りました。結果、8月の試験では手応えがあり、暮れには合格通知を貰いました。

9月からは財務諸表論と法人税法2本に絞り相当勉強をしましたが、翌年の8月の試験の結果は2科目とも不合格。これには相当参ってしまい、翌年の正月からは徹底的にこの2科目に所得税を加えた3科目を勉強しました。結局、12月にはこの3科目が受かり、後は1科目だけを残すところとなりました。往復の電車の中や風呂でも理論の暗記と、夜は電卓での計算に明け暮れました。理論問題は2時間の試験時間の内の1時間で2問、4枚の用紙いっぱい書き殴らないと合格レベルに届かないため、私の悪筆はこの時に更に酷くなりました。

2. 受講生兼、大原の専任講師に

大原簿記の講師は、1年前までは受験生であった人が担当しており、自分の受験経験をもとに熱心に何とか受からせたいという熱意ある人達でした。「実務に就かずにこういう道もあるんだな。」と漠然とってはいました。

8月の末、私が財務諸表論を受講した渡辺講師に突然呼ばれ、「ここで講師をやらないか。」と打診されました。当時、大原簿記の講師のかなりの方が造反して代々木に新しい税理士専門学校を作ったため、大原にはごく僅かの講師しか残っていなかったからです。しかし、当時は税理士試験の合格者のほとんどが大原簿記の受講生だったので、生徒は集まり、水道橋で大原ビルが毎年1つずつ増えていった急成長の時でした。

9月から財務諸表論は主任の渡辺講師以外は3人とも新人の講師で受け持ち、私も2クラス、多い時は3クラスを受け持ちました。授業はすべて手作り。4人で教える項目は統一したものの、講義のレジュメは各人で手作り、1時間のテストも各人手作りで、1教室あたり40人から80人。8つある教室のどの時間帯に出ても良いので講師を選んで他の教室に移る生徒もいて、講師としては毎回気の抜けない授業でした。

更に新人講師の3人とも講師をしながら、自身も1~2科目を生徒として受講しており、私は最後の相続税に合格し、3人の中では最初に5科目合格を達成しました。まさしく先生も生徒も同じ釜の飯を食うというか、税理士試験に合格するという目標がはっきりしていたので、仲良くなった生徒も沢山いました。また、講師4人は週2回の夜の講義が終わると居酒屋で反省会。やれ、動的貸借対照論だ、フォイエルバッハがどうのこうのと青い議論をしていました。

今も、当事務所の所内研修では、私も必ず毎回講師をすることを自分に課していますが、本来、教えることが好きなのは、この頃の経験があったからだと思います。



3. 思い出深い生徒

生徒の一人で妻と子供を残して1年限りということで四国から上京してきた40代の行政書士の方がいました。四国では行政書士では妻子を養えず、家族に1年限りと説得して上京したので、どうしても一度に5科目を受験したいとのこと。

講師は入学時に個別面談で受験指導をするのですが、いかに税理士試験が受からないか、甘くはない試験だということを説明し、科目を絞らせて、学生なら2年から3年、社会人なら1科目を1年から2年で、5年から10年で5科目を合格する确实路線を指導していました。

「1科目でも1割くらいしか合格しない、5科目は結局平均7~8年かけても受験生のうち

7%くらいしか受からないのですよ。すべての時間を受験勉強に費やさないと付いて来られませんから5科目は無理です。科目を絞りませんか・・・？」と指導したのですが、聞く耳を持ちません。事実、朝から夜遅くまで大原で授業と自習をされており、半年くらい経った時に学校で過労で倒れ救急車で運ばれました。幸い退院し、勉強を続け、結果2年に一人くらいしか出ない「5科目一発合格」され、業界でも話題になりました。「やれば出来るもんだな。」と、その後の授業で生徒には、発破をかける材料にしました。

4. 教材出版業務に携わる

仲間の新人講師と、個別・総合問題集、理論サブノートを全科目作るプロジェクトが始まり、相当部分を担当しました。また、教材作りも今までの手作りから統一教材としてまとめ、頻繁に印刷会社の方と打ち合わせを行い、校正作業が大きな比重を占めました。大原のいわば再生期にゼロに近いところから若い同僚と毎日授業と論文の採点、教材作りをワイワイ議論しながら行なったのは楽しい思い出です。本当に貴重な経験をしたと思っています。

この経験を活かして、実務に携わってからも会社法改正・組織再編の抜本的改正時や事業再生が始まった時などはいち早くマニュアルを作り、実務に威力を発揮させました。

5. ED（江戸川）ダイビングクラブ

大原に就職して1年半後に税理士試験合格をしたのを機に、当時小学校の教師をしていた妻と結婚式を挙げました。

西葛西の都営住宅が当選したので一緒に住んでおり、はじめは付けなければと思ってはいたのですが、親同士で決めたようで、結婚式は関与先の岩村田のセントラルホテルで挙げました。当日来ればすべて用意しておくので何もなくてもよいとのこと。二人で帰省すると佐藤会計事務所の得意先が大勢呼ばれて来ており、私どもは全く知らない方が殆どでした。でも、大原簿記の理事長と渡辺主任や二人を紹介してくれた友人数人は呼んでもらいました。また、仲人には長野の柳沢商店の社長夫婦にお願いさせて頂きました。

この頃は受験生活が終わり、江戸川区に住む友人達とダイビングクラブを作りました。メンバーは教師が多かったこともあり、「EDマリクラブ」と名付け、暇があれば近場は真鶴、遠方では伊豆七島、沖縄、グアムなど、妻や友人と海に潜っては手鋸で魚を突き、皆で宴会をしたりと、思い出に残る生活が出来た時期でした。

～ その6に続く ～



事務所カレンダー

12月	1日(火)	会議・研修日
	19日(土)	営業日
	29日(火)	(AM)反省会 ・ (PM)大掃除
	30日(水) ~ 年末年始休業(1月4日(月)まで)	

1月	5日(火)	(AM) 会議 ・ (PM) 通常業務
	9日(土)	営業日
	12日(火)	源泉所得税 ・ 住民税 (特別徴収) 納付期限
	20日(水)	源泉税納期特例納付期限
	23日(土)	営業日
2月	1日(月)	固定資産税の減免申請期限
	2日(火)	会議 ・ 研修日
	16日(火)	個人確定申告開始
	20日(土)	営業日
	27日(土)	営業日
3月	2日(火)	会議日
	6日(土)	営業日
	13日(土)	営業日
	15日(月)	個人確定申告期限
	27日(土)	営業日



毎日の朝礼	8:45 ~ 9:00
会議・研修日	・ 会議: 午前9:30 ~ 11:00 頃 まで ・ 研修: 午後1:00 ~ 4:30 頃 まで



朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。

なお、緊急の場合はお知らせください。

編集後記

2020年も残り僅かとなり、慌ただしく日々が過ぎてゆきます。新型コロナウイルスの影響で、尊い命が失われ、又、後遺症に悩まされる方々など、生活環境も様々な制限で苦難の多い年となりました。

オリンピック開催も延期となり、明るい話題が少なく感じられました。

さて、本年度の事務所ニュースもこれが最後の発刊となりました。

本年度もご愛読頂きまして有難うございました。

これからも、少しでも皆様方にお役立て出来るよう努めて参りますので、ご意見・ご要望などございましたらお気軽にお知らせ下さい。

2021年度が、幸多い1年となります様心より願っております。

